

県中小企業制度融資に「周防大島復興緊急対策資金」が創設されました。(12月10日(月)取扱開始)

県では、大島大橋の損傷により、売上が減少している中小企業者の方々を対象とした「周防大島復興緊急対策資金」を創設し、12月10日から平成31年3月31日まで金融機関で取り扱っています。

◆ご利用いただける方

周防大島町に事業所を有し、次の条件のいずれにも該当する中小企業者の方が対象です。

- ① 大島大橋の損傷後の1カ月の売上高が前年同期に比して50%以上減少していること。
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき、周防大島町長の認定を受けていること（周防大島町で1年間以上継続して事業を行っており、最近1カ月の売上高が前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高が前年同期比20%以上減少する見込みであること。）

◆融資条件

- | | | | | |
|--------|---------------|-------|---------|--------|
| ○資金用途 | 運転資金・設備資金 | ○融資利率 | 5年以内 | 年1.0% |
| ○融資限度額 | 3千万円 | | 5年超 | 年1.1% |
| ○融資期間 | 10年（うち据置2年）以内 | ○保証料率 | すべて保証付き | 年0.31% |

◆申し込み先

県内に支店を置く金融機関（銀行・信用金庫・商工中金 等）

◆留意事項

審査の結果、ご希望に添えない場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◆問い合わせ

県内に支店を置く金融機関、周防大島町商工観光課 ☎0820-79-1003

山口県経営金融課 ☎083-933-3188、山口県信用保証協会柳井支店 ☎0820-22-0560

大島大橋の損傷により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者の皆さまへ ～農林漁業セーフティネット資金への利子助成のご案内～

大島大橋の損傷により、売上の減少など一時的に経営状況の悪化した農林漁業者の皆さまが、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を利用する際、県・町が利子助成を行うことで借入当初5年間を無利子化し、経営回復を支援しています。

本支援は、平成31年12月31日までの申請分までが適用されます。

◆ご利用いただける方

認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織 等

◆融資条件

- 資金用途 ・災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
・社会的または経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由による一時的な売上の減少（前期比10%以上）、所得率の悪化などの補填等に要する長期運転資金
- 融資限度額 一般：600万円、特認：年間経営費等の3/12以内
- 融資利率 0.25%（平成30年11月19日現在）
- 融資期間 10年以内（うち据置期間3年以内）

◆留意事項

審査の結果、ご希望に添えない場合があります。上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆問い合わせ

【利子助成に関する問い合わせ】

・山口県ぶちうまやまぐち推進課 ☎083-933-3360

・周防大島町農林課 ☎0820-79-1002、周防大島町水産課 ☎0820-79-1004

【農林漁業セーフティネット資金に関する問い合わせ】

・日本政策金融公庫山口支店農林水産事業 ☎083-922-2140